

日学保第399号
平成31年3月20日

各都道府県、指定都市、市区町村学校保健会 様
各都道府県、指定都市、市区町村教育委員会
学校保健担当課 様
各都道府県、指定都市、市区町村福祉保健部局
保育所担当課、保健所担当課 様

公益財団法人 日本学校保健会
(公印省略)

平成31年度学校等欠席者・感染症情報システムの新規導入について（通知）

平素より本会事業にご支援を賜り感謝申し上げます。

学校等欠席者・感染症情報システムについて、下記により、平成31年度の新規導入の申込を受け付けます。新規導入を希望する都道府県・指定都市または市区町村は、期間内にお申込みいただきますようお願いいたします。また、過年度に導入済みの自治体で、施設の追加登録を希望する場合も、新規導入として期間内にお申し込みください。市町村については、できれば都道府県でとりまとめて申請をお願いします。（指定都市・特別区を除く）

なお、本年度に新規導入する自治体につきましては、予算の範囲内でサーバーの負荷状況等も勘案して決定いたします。1年間で導入できる施設数には限りがあり、次年度以降に繰り越す場合もあることをあらかじめご了解いただきますようお願いいたします。

また、都道府県・指定都市学校保健会には、本文書を教育委員会及び福祉保健部局の担当課に伝達していただきますようお願いいたします。都道府県の担当課は管内の市区町村への周知をお願いします。

記

- 1 提出文書 平成31年度学校等欠席者・感染症情報システム新規導入申込書（別紙）
（本会ポータルサイトに掲載する書式データをご利用ください。）
- 2 提出方法 郵送による
- 3 提出先 日本学校保健会事務局
〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-3-17 虎ノ門2丁目タワー6階
- 4 提出期限 2019年5月17日（金）
期限を過ぎた場合は、次年度にお申し込みください。

5 その他

(1) 導入施設の決定

本年の6月中に予算やサーバーの負荷状況等を勘案して導入する施設を決定し、申込を受けた自治体に結果を通知します。新規導入が決まった自治体には、併せて新規導入に係る関係書類（使用申請書、利用施設一覧表等）の提出を依頼します。

(2) 新規導入のスケジュール

ア 当該自治体から関係書類の提出を受けて、新規登録の作業を委託業者に依頼します。

イ 委託業者の登録作業完了後、アカウント情報（URL・ログインID・パスワード）の一覧表を自治体に送付します。（関係書類受領後3ヶ月以内）

ウ 自治体から適切な時期に各施設にアカウント情報を伝達して利用を開始してください。

(3) 地図・届出様式について

平成29年度より、市区町村地図の実装並びに届出様式の改変につきましては、自治体に費用負担をお願いしています。平成31年度に初めてシステムを導入する市区町村、並びに導入済みの自治体で届出様式の改変等を希望する場合は、別途お申し込みくださいますようお願いいたします。

(4) システム研修会

本システムに関する研修会は本年8月に実施する予定であり、4月中に開催通知を送付します。平成31年度に初めてシステムを導入する自治体につきましては、都道府県または当該市区町村の担当者等の参加をお願いいたします。

公益財団法人 日本学校保健会事務局

担当：永井

東京都港区虎ノ門2-3-17

電話：03-3501-0968 FAX：03-3592-3898

E-mail：nagai@hokenkai.or.jp